

○申請書（様式第3号）について

1. 申請者、属地の区長、属地の生産組合長、担当地区の農業委員、隣接耕作者および隣接農地所有者の記入欄には、それぞれ本人が署名をし、捺印すること。
2. 申請書は申請者が提出するものとする。  
代理者が提出する場合は、委任状を添付することとする。
3. 田畑の間に河川や道路が介在している場合においても、次に掲げるものに該当すれば隣接農地として判定する。
  - ①農業用用水、排水路又は小規模の河川（原則として1、2級河川は除く。）  
（注）1、2級河川であっても川幅が極めて狭いもの（その目安としては概ね2m以下）については、小規模の河川として取り扱う。
  - ②農道又は小規模の道路  
（注）国、県、市道の車道幅員が農道程度のもの（目安として5m程度）は小規模の道路として取り扱う。

○添付書類について

1. ゼンリン地図・字図の写し（1部）  
申請地、隣接地の場所が分かるもの。
2. 施設の平面図（1部）  
建築物の場合は建物の平面間取り図。
3. 敷地の中の施設（建築物）の配置図（1部）  
敷地（申請地）の中に施設がどのように配置されているかわかりやすく表示する。
4. 登記事項証明書（写しも可）
5. 圃場整備（区画整理）事業およびパイロット事業実施地区の場合は、借入金の繰上償還の確約書。